

○ 石川県警察航空隊の運営に関する訓令

〔令和3年6月21日〕
石川県警察本部訓令第15号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 航空隊（第3条―第10条）
- 第3章 航空機の運用等（第11条―第18条）
- 第4章 雑則（第19条・第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、石川県警察航空隊（以下「航空隊」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

- 2 航空隊の設置、運用、整備等については、警察用航空機の運用等に関する規則（昭和37年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）及び警察用航空機の運用等に関する細則（平成4年警察庁訓令第16号）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（航空業務の基本）

第2条 航空業務（規則第2条第1号に規定する航空業務をいう。以下同じ。）は、航空機の運航の安全を確保するとともに、警察業務の効率的な遂行に資するため、これを計画的に行うことを基本とする。

- 2 航空業務計画（規則第4条第3項に規定する航空業務計画をいう。以下同じ。）は、警察庁長官（以下「長官」という。）が毎年度定めた航空業務計画策定指針に基づき、これを策定する。
- 3 石川県警察本部長（以下「本部長」という。）は、前項の規定による航空業務計画の策定後速やかに、これを長官に報告する。
- 4 本部長は、第2項の規定に基づき策定した航空業務計画に基づき、関係職員に対し、所要の教育訓練を行わせる。

第2章 航空隊

（設置）

第3条 航空隊は、これを警備部警備課に置く。

- 2 航空隊に隊長を置き、隊長は警察官をもって充てるものとする。

（活動の本拠）

第4条 航空隊の活動の本拠は、石川県警察ヘリポート（以下「航空基地」という。）とする。

（任務）

第5条 航空隊は、県内全域を活動区域として、航空機を運用することにより、災害その他の場合における警備実施を行うほか、警ら、遭難者の捜索救助その他の警察業務の支援を行うことを任務とする。

2 前項の任務の遂行に当たっては、航空隊は、必要に応じて機動隊その他の所属のほか、他の警察部門との連携を図るものとする。

(隊長の職務)

第6条 隊長は、航空業務計画に従って航空隊を運営し航空隊の職員の運用、指揮監督及び指導教養に当たるとともに、次に掲げる業務を統括するものとする。

(1) 航空機の運航及びその安全に関すること。

(2) 航空機等の整備に関すること。

(3) 航空業務に関する教育訓練に関すること。

2 隊長は、前項に規定する職務を実施するため、航空業務計画に基づき、毎年度の航空機事故の防止に関する計画、四半期ごとの整備計画及び訓練計画並びに月別運航計画を作成しなければならない。

3 隊長は、航空機の運営に当たっては、機動隊その他の所属のほか、他の警察部門と緊密に連携させなければならない。

(運航責任者)

第7条 航空隊には、第6条第1項各号に掲げる業務の実施について、隊長を補佐する者（以下「運航責任者」という。）を置き、運航責任者は航空従事者たる警察官をもって充てなければならない。ただし、隊長が航空従事者である場合には、これに兼ねさせることができる。

2 運航責任者が、不在であることその他の理由によりその職務を行うことができないときは、隊長があらかじめ指定する航空従事者がその職務を代行することができる。

(安全担当者)

第8条 航空隊には、運航責任者を補佐し、航空機を安全に運航するために必要な情報の収集及び整理並びに航空従事者等に対する航空機を安全に運航するために必要な情報の提供に関する業務を担当する者（次項において、「安全担当者」という。）を置かなければならない。

2 安全担当者は、航空従事者をもって充てなければならない。

(勤務制)

第9条 航空隊の勤務制は、石川県警察職員の勤務時間等及び勤務時間管理に関する訓令（平成4年石川県警察本部訓令第16号）第3条に規定する毎日制勤務とする。

(勤務の内容)

第10条 航空隊の勤務内容は、航空機の運航、航空機等の整備及び待機とする。

2 待機は、航空基地において事件又は事故の発生に即応できる体制の下に教養訓

練、航空基地の管理その他航空業務に関する事務に当たるものとする。

第3章 航空機の運用等

(災害その他の場合における警備実施)

第11条 民心に不安を生ずべき大規模な自然災害、火災、爆発、騒乱、重大なテロ事案等の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該事態への対応に当たるものとする。

2 前項の事態への対応のため派遣の必要があると認められ、又は当該派遣の要請を受けたときはこれに応じて派遣を行うものとする。

(警ら)

第12条 航空機による警らは、事件又は事故の発生に即応できる体制の下に、あらかじめ計画する活動区域を巡航することにより、地上等における異常な事象の警戒活動及び地形、地物、地理、交通の状況、公害の発生状況その他の実態掌握活動に当たるものとする。

(遭難者の捜索救助)

第13条 運航責任者は、山岳遭難その他の遭難の発生を知り、当該遭難者の捜索救助に航空機の活動が適当と判断する場合は、直ちに航空機を出動させるものとする。

(支援要請)

第14条 所属長は、所属の業務に関し航空機の支援が必要な場合は、あらかじめ別記様式をもって支援の要請をし、本部長の承認を得なければならない。ただし、急を要する場合は、電話その他の方法をもって行うものとし、事後、速やかに経過を報告するものとする。

2 航空機の支援要請に伴い搭乗を承認された者は、運航責任者と事前調整を行うとともに、搭乗に際しては、機長(規則第12条に規定する機長をいう。)の指示に従わなければならない。

(警察職員以外の者の航空機搭乗)

第15条 航空機に警察職員以外の者を搭乗させることができる基準は次のとおりとする。

- (1) 被救助者、被保護者又は護送被疑者を搭乗させる場合
- (2) 被救助者に対する医療措置のため、医師等を搭乗させる場合
- (3) 防災、公害防止等警察業務と関連する業務の遂行に資するため、地方公共団体の職員その他の関係者を搭乗させる場合
- (4) 警察広報に必要な範囲内で報道関係者を搭乗させる場合
- (5) 県知事等公的機関の長からの要請があった場合で、公益性、緊急性及び代替性を考慮して必要と認められ、かつ、警察業務の運営上支障がないと認める場合

(臨時発着場)

第16条 航空機の運航に関し適当とする場所に臨時の発着場を設定する。

2 前項の発着場は、これを別に指定する。

3 警察署長は、管轄区域内の発着場における航空機の運航に関し、必要な協力を
するものとする。

(運航基準等)

第17条 運航責任者は、別に定める運航基準及び整備基準に従い、適正な航空機の
運航及び航空機等の整備に努めなければならない。

(検査)

第18条 航空機等の整備については、6か月ごとに次に掲げる次項を検査する。

- (1) 航空機等の整備の状況
- (2) 航空機等の整備に関する法令の遵守の状況
- (3) 航空機等の整備に関する記録の整理の状況

第4章 雑則

(簿冊の備付け)

第19条 運航責任者は、次の簿冊を備え付けておかなければならない。

- (1) 飛行及び整備記録簿
- (2) 航空機等の経歴簿
- (3) 業務日誌

(航空基地等の防護)

第20条 航空基地及び航空機の防護に関し必要な計画は、これを別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年6月21日から施行する。

別記様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

石川県警察本部長 殿

所属長

航 空 機 支 援 要 請 書

次のとおり航空機の支援を要請します。

目 的						
日 時			予備日時			
活動区域						
搭 乗 者	所 属	階 級	氏 名		年 齢	
	出 発 地					
	到 着 地					
	携 行 品					
連 絡 先	係名			氏名	電話	

航 空 機 支 援 承 認 書

上記について要請のとおり承認する。

年 月 日

石川県警察本部長